

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第三十七号

昭和二十七年三月二十四日(月曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 重遠君
- 理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
- 理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君
- 川端 佳夫君 塚田十一郎君
- 夏堀源三郎君 丸山 直友君
- 宮崎 靖君 山村新治郎君
- 松尾トシ子君 高田 富之君
- 久保田鶴松君

出席政府委員

- 大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君
- 大蔵事務官(主税局長) 平田敏一郎君
- 大蔵事務官(理財局長) 石田 正君
- 大蔵事務官(管財局長) 内田 常雄君
- 大蔵事務官(農務局長) 小倉 武一君
- 農務局長(農政局長) 佐枝 新一君
- 通商産業事務官(臨時通商業務局長) 肥爪 龜三君
- 電氣通信事務官(經理局長) 上田 克郎君
- 大蔵事務官(理財局外債課長) 松永 勇君
- 大蔵事務官(理財局固有財産第一課長) 高橋 俊英君
- 大蔵事務官(銀行局資金運用課長) 伊藤 茂君
- 農林技官(水産庁漁政部) 伊藤 茂君
- 船保課長

郵政事務官(經理局長) 收 光雄君

専門員 椎木 文也君 専門員 黒田 久太君

三月二十日

委員川野芳滿君及び高間松吉君辞任につき、その補欠として丸山直友君及び山村新治郎君が議長の名で委員に選任された。

同月二十四日

委員武藤嘉一君辞任につき、その補欠として川端佳夫君が議長の名で委員に選任された。

三月二十二日

物品税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外四十名提出、衆法第一三三号) 特定道路整備事業特別会計法案(内閣提出第九五号) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号) 農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号) 一般会計の歳出の財源に充てるため米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第六一号)

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

在外公館等借入金返済の実施に関する法律案(内閣提出、第十二回国会附法第一四号)

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第七八号)

物品税法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外四十名提出、衆法第一三三号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。まず一昨二十二日本委員会に付託されました物品税法の一部を改正する法律案を日程に追加して議題とし、提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提出者 小山長規君。

物品税法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 第一條第一項第二種第二号を削

り、同種第三号を同種第二号とし、同種第四号を同種第三号とする。

第二條第一項第二種第二号を削り、同種第三号を同種第二号とし、同種第四号を同種第三号とする。

第四條、第六條第三項及び第八條第一項中「第二種第四号」を「第二種第三号」に改める。

第十二條第一項を次のように改め、同條第四項を削る。

第一種又ハ第二種ノ物品(第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ニ掲グル物品ニシテ価格、用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品税ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム)ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品(命令ヲ以テ定ムル物品ヲ除ク)ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十五條中「鉛若ハ」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであった物品税については、なお従前の例による。

3 昭和二十七年三月三十一日以前に輸出した菓子、糖果又は果実蜜

及びこれに類するものに対する改正前の物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○小山委員 たいま議題になりました物品税法の一部を改正する法律案について提案者を代表いたしました。提案の理由を御説明申し上げます。本法律案は水あめ、ぶどう糖等に対する物品税を廃止することによつて、わが国農家の主要作物たるいも類に対する需要を確保し、その価格の低落を防止し、農家経済の安定に資しようというのであります。

わが国においてかんしょ及びびばれいしよは、その栽培面積六十万町歩に及び、米麦に次いできわめて主要な農作物であつて、畑作地帯においては農業経営の根幹をなしているものであります。しこうしてその生産量の過半が販売され、販売量の半ばが澱粉に加工され、さらにその澱粉の八〇％が水あめ等の原料に使用されているため、水あめ、澱粉の価格が生いもの価格を支配している実情であります。しかるにこの水あめ等の価格は、由来これと競合関係にあつた砂糖価格によつて左右され、従来その五五％ないし六〇％の比率を保つて参つたのであります。昨年来海外の澱粉が低落の一途をたどり、昨年における百七十下

ルから最近百二十ないし百三十ドルに下落しておりまして、水あめ等の価格もまた昨秋三千円から二千二、三百円に下落しております。

また近く砂糖の統制が廃止され、輸入が増加することにより、澱粉価格、ひいては生いも価格に対する影響はますます加わることが予想され、二十七年度のいも価格は激落の危険すら予想されるのであります。

水あめ等の物品税の廃止は、その税負担を除くことによりまして、澱粉ひいては生いもの需要を確保して、いも類価格の下落を防止し、もつて農家経済への影響をいくらかでも緩和しようというのがそのねらいであります。なお物品税廃止によつても類の下落を防ぎ得る額は、いも一貫目につき五円ないし六円見当と想像されるのであります。

本法律案は以上の理由により、第二種物品税中の水あめ、ぶどう糖及び麦芽糖に対する物品税を四月一日より廃止することを規定し、あわせてこれが経過規定を定めようというのであります。本改正による物品税の減収約十五億円は、別途修正の意図を持つておりますところの砂糖消費税の一部を引上げることにによりまして、補填しようというのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○佐藤委員長 次在在外公館等借入金
の返済の実施に関する法律案を議題と

いたします。
本案に対しては、自由党の塚田委員より修正案が提出せられておりますので、この際提出者より修正案の説明を聴取しておきたいと存じます。修正案提出者塚田十一郎君。

○塚田委員 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案に対し、修正を提案したいと思つております。修正の要領は、お手元に差上げてあります印刷物によつてごらん願うことにいたします。簡単に要点を御説明申し上げます。

修正の第一点は、返済をいたしますべき金額が、五百円に満たない場合には、これを五百円にまで切り上げるといふ点であります。どういふ理由からこの五百円に切り上げるといふことを考えたかとお申しますと、政府が債権者に返済いたします債務は、その債権者の側が、政府の指定するところへ出頭いたしましたして、これを受取らなくてはならない、その場合における交通費でありますとか、あるいははところにより人によつては一日ぐらひのひまをつぶすという場合もありますので、そういうことを考慮いたしまして、今日この五百円という金の持つ貨幣価値といふものを合せてこの程度に切り上げるのがぜひ必要じゃないか、こういうふうに考へるわけでございます。

修正の第二点は、今まで一応債権確認の申請は打切られておるのであります。が、いろいろ本委員会において調査をいたしました結果、十分に趣旨が徹底しておらないために、確認の申請漏れをしておられるものが相当多数にある、このような状態でこれを放置しておく

のは、政治として適當でないという考へ方から、いま一度申請の機会を興えることが必要である、こういうふうに考へたわけでありまして、それで再申請の期限を昭和二十七年六月三十日まで延期して、その間にこれらの人たちがもし御希望であれば、あらためて御申請願う、こういうふうにいいたしたいと思つておるのであります。

修正の第三点は、この法律案についております別表の中の換算率であります。が、原案によりまして、満州と関東州とが非常に大きな率の違いになつておるのであります。これはこの政府原案を算出なさつたときには、一応の理由があつたように私も本委員会において説明を伺つたものではありますけれども、元来関東州は昔は満州の一部分、満洲は経済一体という考へ方になつておつたのでありますし、流通しておりました貨幣も、関東州、満州はまつたく一本になつておつたのでありますから、これをこのようになつた率で扱ふといふことは実情に適しない。そこでかえつてこれを満洲一体の率にする方が実情に適するといふように考へまして、このような改正を提案いたしましたわけでありまして、

以上三点が本修正案提案の要旨であります。どうぞ御賛成願ひたいと存じます。

○佐藤委員長 本案及び修正案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○佐藤委員長 次在一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、財産税等収入金特別会計法

を廃止する法律案、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計における漁船保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の六法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつて、これを許可いたします。

小山長規君。
○小山委員 ただいま議題となつております法案のうち資金運用部預託金利率の特例に関する法律案につきまじいと思つておられます。

この法律案によりまして、郵便貯金の利率を今度引上げましたつきまして、郵便特別会計の方が負担が重くなるので、その関係上、資金運用部が郵便の特別会計から預かる金利を一分だけ引上げようといふのであります。これによつて郵便特別会計の方は、この一分引上げで収支がまかなえるのかという点が一点。それからそのために、資金運用部の資金コストが高くなつて、地方債あるいは金融債その他に対する貸出しの利率を引上げなければならぬような事態になつて来ないかという点が一点。まずその二点について最初に承つておきたいのであります。

○高橋説明員 御質問の点お答えいたします。この法律によりまして二十七年におきましては実際上一分支払うつもりであります。それは政令で定めることになつておりますので、まだ決

定ではございませんが、さしあたり二十七年の特別利率は一分ということにいたしましたと思ひます。その金額は多少の端数は生じますが、二十三億円になります。それで郵便貯金特別会計の方の収支が完全にとれるかと申しますと、若干赤字が残りまして、その分だけ一般会計からの繰入れによつて補うことになつております。その金額は四億二千四百万円ということになつておりますが、本来ならば二十七億円の繰入不足を生ずべきところを、今回の処置によりまして、その赤字は四億二千四百万円にとどまることになつておられます。

それから質問の第二の点でございますが、その結果資金運用部の資金コストが非常に高くなり、従つて運用の利率を引上げなければならぬのではなからぬかという御懸念につきましては、なほ一部のものにつきましては引上げを行いましたが、それは地方資金とかあるいは金融債とかというものはございませんで、従来政府及び政府会計及び政府機関に対する融通利率は五分五厘一本でございますが、本年度の途中からこれを特別会計につきましては年六分、それから政府機関につきましては年六分五厘というふうに変更されましたので、その限りにおいては多少運用利回りが上がることになつております。しかし地方債の利率六分五厘は従来通りこれをすえ置くわけでございまして、この特別措置をやつたために、政府以外のものに対する融通利率を引上げねばならないという事態は生じて参りません。そしてこの特別利率を払つた後においても、二十七年の

定ではございませんが、さしあたり二十七年の特別利率は一分ということにいたしましたと思ひます。その金額は多少の端数は生じますが、二十三億円になります。それで郵便貯金特別会計の方の収支が完全にとれるかと申しますと、若干赤字が残りまして、その分だけ一般会計からの繰入れによつて補うことになつております。その金額は四億二千四百万円ということになつておりますが、本来ならば二十七億円の繰入不足を生ずべきところを、今回の処置によりまして、その赤字は四億二千四百万円にとどまることになつておられます。

○高橋説明員 御質問の点お答えいたします。この法律によりまして二十七年におきましては実際上一分支払うつもりであります。それは政令で定めることになつておりますので、まだ決

定ではございませんが、さしあたり二十七年の特別利率は一分ということにいたしましたと思ひます。その金額は多少の端数は生じますが、二十三億円になります。それで郵便貯金特別会計の方の収支が完全にとれるかと申しますと、若干赤字が残りまして、その分だけ一般会計からの繰入れによつて補うことになつております。その金額は四億二千四百万円ということになつておりますが、本来ならば二十七億円の繰入不足を生ずべきところを、今回の処置によりまして、その赤字は四億二千四百万円にとどまることになつておられます。

○高橋説明員 御質問の点お答えいたします。この法律によりまして二十七年におきましては実際上一分支払うつもりであります。それは政令で定めることになつておりますので、まだ決

定ではございませんが、さしあたり二十七年の特別利率は一分ということにいたしましたと思ひます。その金額は多少の端数は生じますが、二十三億円になります。それで郵便貯金特別会計の方の収支が完全にとれるかと申しますと、若干赤字が残りまして、その分だけ一般会計からの繰入れによつて補うことになつております。その金額は四億二千四百万円ということになつておりますが、本来ならば二十七億円の繰入不足を生ずべきところを、今回の処置によりまして、その赤字は四億二千四百万円にとどまることになつておられます。

○高橋説明員 御質問の点お答えいたします。この法律によりまして二十七年におきましては実際上一分支払うつもりであります。それは政令で定めることになつておりますので、まだ決

收支はお剰余を生ずる見込みでございまして、その金額は四億八千万円強ということになっておる次第でございます。

○小山委員 この特別利率を郵便貯金に對して付する期間、今後における期間は大體どの程度とお考えになつておるのか。またその特別利率は毎年政令で定めるようになつておりますが、どのような段階をふんでこれを引下げようとするのか。またその根拠はどこに求めようとするのか。つまり郵便特別會計を圧迫するような形でやられるということになると、非常な反発が出て来るであらうと思つておりますが、そのような利率を引下げることによつて、郵便特別會計も別に支障なく引下げられるというふうな方法は、那辺に求められようとするのか。その辺のところはどう考へておられますか。

○高橋説明員 この見通しでございまして、郵便貯金のコストというものは、ちやうど金融機関における資金と同じように、その貯金の残高が増加すれば、事務費のコストが自然に下つて参りますので、それに依存するところが多いわけでありまして、従いまして二十七年の郵便貯金の増加見込額は、一億六千二百億円となつておりますが、その後の年度におきましてどの程度に増加が見込み得るか。これによつてそのコストの下り方が違つて参ります。そこで何年くらいは特別利率を支払わずに済むかと申しますことは、一応の仮定に基いてしかお答えできないわけでございますが、たとへば二十七年度におきましては六百二十億円でありますが、その後の年度においては年

元金に對する利子の増加もございまして、その六百二十億円よりもさらに六十億円くらいは、その一割くらいは上まわつて行くという仮定をとりまして、それから一方事務費の方も現在非常に高いコストになつておる。これにはいろいろ複雑な原因がございまして、それをある程度合理化等によつて節減はいたしまして、なお年々給與の政訂その他によりまして増加する。その増加する率をかりに五割平均くらいで年々累増して行くこととした場合にございましては、昭和三十一年度になれば五分五厘で收支が償ふという計算になるわけでございます。それでこの利率を年々低めて行くというふうにいたしましたのは、二十七年の分だけを考慮するときには、今回の郵便貯金そのものの利上げによる支出の増加は八億円程度でありまして、二十三億も支払ふ必要はないのであります。その利子引上げの増加部分と單に見合ふということになりますと、年々利率がつかつてなつて参ります。このうちでは漸次全体としてのコストを引下げるといふ方向と一致いたしませんので、まず最初の年度一分といたしまして、それからたとい一厘でもあるいは二厘でも年々下げて行くという方向にする。従つて郵便貯金特別會計としては資金の増加をはかることはもちろんでありまして、そのほかに事務費についてもいたずらにこれを増加せしめないといふ努力が必要となるわけでございます。そういう意味においては、悪く申せば圧迫ということにもなるであらうと思つて、戦争前にお

ける郵便貯金のコストが利子を含めて三分あるいはそれ未満であつたという事情を考えますときには、五分五厘にできるだけ早い機会にこれを持つて行くということにさし向けることは、やむを得ないことではないかと思つておる次第であります。

○佐藤委員 夏堀源三郎君。夏堀委員 漁船再保険特別會計法の一部を改正する法律案につきまして二、三質疑を行いたいと思つております。漁船再保険特別會計にこのたび新たに普通保険、特殊保険及び業務の三勘定を設けたということ簡單に載せてあります。この内容について簡單でよろしうございましてから説明を求めたいと思つております。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。漁船再保険特別會計は、今回漁船損害補償法と改まりましたために、それに対応いたしまして勘定を三つにわけたわけでありまして、そのうちの普通保険勘定は、いわゆる普通の損害に対する保険を意味いたしまして、特殊保険は戦争事故すなわち拿捕留置等を事故とする保険が現在では中心になつております。その勘定を特別に設けました。それから業務勘定は再保険関係の政府事務費を意味しておるのであります。以上であります。

○夏堀委員 私の質問せんとするところは特殊保険の点であります。特殊保険は、たとえば東支那海あるいはソ連領海に一方的な相手国の解釈によつて拿捕された場合に、この漁船保険に對するあり方を明確にしようと思つてございまして、その通りでございまして。

○伊藤説明員 さようでございます。この勘定に繰入れる金額はどの程度でありますか、この普通と特別の両面について。

○伊藤説明員 昭和二十七年におきましての予算としては、一般會計から繰入れます金額は、普通保険関係につきまして一億三千二百万円程度であります。特別法で繰入れていただきます八千万円というのがその別であります。これは大體二十六年の十二月十五日現在までに特殊保険で現に損失をこらむつた超過支払いの分を特別法で八千万円だけ繰入れていただくことになつております。

○夏堀委員 そのほかに今議題にはなつておらぬと思つて、義務加入の——今水産委員会が審議中であると思つて、義務加入の査定額九千万円程度、これも今国会中に何とか審議を完了するといふお考えになつておりますか、その点をちよつと……。

○伊藤説明員 九千万円はさしあたり二十トンの漁船約七千隻が義務加入の線に入つて来るものとみなしまして、それに対する保険料の半額国庫負担を意味しております。それを実施したいと思つております。

○夏堀委員 特殊保険、すなわちこの拿捕船であります。これは相手国の一方的な解釈によつて拿捕することである。よつてこれによつて生ずる損害は漁業者だけの責任ではない。いわゆる国と国との外交——しかし相手は共産主義国であるから、また外交の点において結末をつけようという段階には差しおらぬ。にもかかわらず、これを何とかしなければならぬという悩みがある。だつたらうと思つて、漁船保険の面については、まあ今御説明のようになつて、政府でも考へておる。それが、船員の面については、まだ御研究になつておらぬのかどうか。これは私の意見であります。まだおそれなく水産庁でも希望の意見があるであらう。もしよければ、これに對して大蔵省でもまだお考えになつておらぬと思つて、何といつても船員の拿捕された場合に、その留守中、帰るまでの生活は、これはだれかが保障しなければならぬ。そうした場合に、だれかが保障しなければならぬ。これを考へて、これを放置することはできないのであります。この責任の帰属を明らかにしなければならぬ。よつて政府は、これをどの程度考へておるかということに對する御答弁を願ひたい。

○伊藤説明員 ただいまの御指摘の、拿捕船員の問題につきましては、至急に対策を立てなければならぬと、水産庁でも考へておられて、ただいま一つの案をつくりまして、庁議で大體これを決定いたしました。それには、何にいたしましたしても、大蔵省との折衝が、まず先決問題になりますので、や

はり保険形態をとりまして、漁船特殊
保険と同じように、再保険の形をとつ
て、政府が異常な損害が起きたときに
は、これをかぶる、こういう考え方で、
一案ができ上つたところでありま
す。

○夏堀委員 この点について、きよう
は大蔵省から佐藤さんが見えなくなつ
ておりますが、大蔵省としてこの問題
に対してどの程度のことを考えておら
れるか。先ほど申上げたように、たと
えばソ連の場合——日米加漁業協定に
よつて、アメリカが好意的にこういつ
た漁業の面に対しては、明確に條約に
よつてこれを決定することであるか
ら、発効後は堂々とアメリカのそれ
によつて、いわゆる法律の解釈が明確
になつておりますので、何の心配もな
いだらうと思ふ。ただソ連の場合は、戦
争状態になつておるから、一方的な解
釈によつてということになれば、たと
えば一例をアツツ島に適用した場合、
これはもうすでに漁業準備が進捗しつ
つあるのでありますが、そうした場合
に、ソ連が一方的な解釈によつて拿捕
することがあるかないかは未定の問題
であります。戦前においては沿岸から
十二海里、これはソ連領海であると解
釈を下されておつたのでありますが、
戦争になつて、平和條約に調印しない
ソ連としては、どの程度考へるか。ま
あ平和攻勢でありましたようか、いづれ
北千島の返還の問題、あるいは蘭舞の
返還問題ということが何か宣伝されて
おるようではあります、ほんとうの
ソ連の真意がわからぬのであります。
そうした場合にたとえば日米加漁業協
定によつて了解のもとに出漁し、ある

いは日米加漁業協定が発効にならなく
とも、平和條約が発効になつた際に、
マツカーサー・ラインは撤廃されるで
あらうと思ふ。その際に出漁した場合
には、アメリカ側としては、これに対
しては何の不安もなく、むしろ協力し
てくれるであらうと思ふが、ソ連とい
うことになりますと、そう簡単にいか
ぬ。よつてかりにアツツ島付近に出漁
した場合に、十二海里外、五十海里な
ればそれは拿捕される。あるいは数百
海里のアツツ島の周辺まで来て拿捕し
ないということが言ひ切れるか、これ
は國際關係のやかましい現状におい
ては、一方的な解釈によつて生ずるそ
の損害は、一漁民のそれによつて負担
切れるものではない、こう考へられる
のであります。そういう事態は、少く
も国として考へなければならぬ、また
国として許可して出漁する場合に、
これがこれに対して無関心であらうは
ないのであります。たとえば現在北洋
問題が論議されておりますが、政府が
許可を與えて出漁し、そうしてこの区
域にという指定を受けて出漁した場合
にかかわらず、ソ連はまだ戦争状態
あるから、その海区に出て来て拿捕す
ることは絶対ないということは言ひ切
れないであらう、そうした場合に生ず
る拿捕問題、特に船員の生活問題、こ
うした問題はこれは大きく取上げなけ
ればならぬであらう。けれども、船員
法によつて船主が留守中のそれを保障
するということは何か規定づけられて
あるのかどうか、私まだ研究してはお
りませんけれども、大体直接の責任は
船主のところにあるが、つて来るで
あらう。けれども今申し上げたような

事柄によつて国がこれに対して無関心
でおるといふことはあり得ないであ
らう。なぜならば、今申し上げたよう
に、政府が許可を與えたのだから、こ
れは東支那海とは違ひます。政府が正
式に許可を與えたそれに対して、政府
が船員の面も考へないといふことはあ
り得ないであらう。そこで本日私が大蔵
省に対して、今ただちにこの点に對し
てかくのごとく答弁せよといふことは
これは無理だと存じます。少くともこ
ういふ問題は國際關係であるだけに相
当研究して処理しなければならぬと思
いますけれども、私はきよは要望とし
てこの点を一応大蔵省に申入れをし
ておきたいと存するものであります。
大体今申し上げた事柄によつて大蔵
省がどのようになつておられるかと
これを処理するか、これをお伺ひした
のであります。

なともう一点。今の一般会計から補
填するその金額は、その率百円につ
いて一円九十八銭、これを今度非常に無
理でありますけれども、あまり政府に
御迷惑をかけることもどうかというの
で、二円三十一銭まで値上げをする
という内容を持つておるやうでありま
す。しかしそれでもなお赤字は出る
といふことにあるいはなるかもしれませ
ん。これは現在の國際情勢下において
やむを得ない事態であると存じます。
けれども漁業者としては、これ以上負
担する能力はないと私は考へておりま
すので、二十七年以降の場合には、こ
の率でなお不足を生ずる場合には、政
府が今この一般会計から繰入れた、こ
うしたような措置をやつてくれなけれ
ばならない、こう私は考へております
が、これに対しての大蔵省の御所見を
伺ひたい。

○佐藤(一)政府委員 ただいまのお話
でございますが、今伊藤さんからお話
ございました農林省の考へ方というの
も、まだ大蔵省の方に正式に出してい
ただいておりませんので、それをよく
拜見いたしまして、ただいまの御趣旨
をできるだけ私たちが考へた上で処置
して行きたい、こう考へております。
これは直接私は所管でございませぬ
ので、もどきましてよくその方と十分
連絡して行きたい、こう考へておりま
す。

○夏堀委員 これ以上の御答弁を求め
ることは無理であらうと存じますの
で、水産庁と十分連絡をとつて御審処
あらんことを希望するものでありま
す。

○佐藤(二)政府委員 それらの点につ
いてはたび／＼要求があるように私は
聞いておりますが、これにつきまして
もよく実情を伺ひまして、予算の編成
の際にできるだけ今後考慮して行
く、あるいはまた実行上におきまして
できるだけ御趣旨を伺ひまして、考慮
して参りたい、こう思つております。

は御承知の通りであります。にもか
わらず、日本政府が漁業といふことに
対して、非常に冷淡とは申しませぬけ
れども、いわゆる低調である。国民全
体もそうであり、国会もそうである。
これは非常に遺憾なことであると存じ
ます。國際關係において大きく取上げ
た場合に、いかにこの処置を重要視し
なければならぬかといふことは当然で
あらうと存じます。よつて農林省の一
外局としての水産庁があまりに輕視さ
れて、そうして政治力のない關係もあ
りましようが、結局問題を輕視されて
おるといふことではないであらうか。で
あるから私は一歩間違えば國際關係に
及ぼす影響が非常に大きいことであ
りますから、こうした今私が申し上げた
ような問題も、大蔵省において相当大
きく取上げて、善処あらんことを私は
希望するものであります。なか／＼大
蔵大臣は当委員会には御出席の機会も
ありませんので、佐藤さんがお帰りに
なつたならば、このことを大蔵大臣に
十分申入れをして、あらかじめあなた
方が事務的にこう処理しなければなら
ぬといふ御研究をしておいてもらいた
いといふことを要望して、私の質問を
打ち切ります。

○宮幡委員 ただいまの夏堀委員の質
問に關連いたしまして、一点だけお伺
いたします。何分にも法案も多し、い
ろいろな仕事がありますのでわれ／＼
の研究もまた深く浸透してございま
せん。従つてお尋ねすることが適切であ
るかどうかといふことは相当疑問であ
りますが、今回設けられます特殊保險
といふものと見合ひいわゆる保險のリ
スクであります、これは何か明確な

内規といいますが、あるいは標準といいますが、はつきりしたものがあつて、御説明いただきたい。

○伊藤説明員 たいま夏堀委員からもお話がありました。一円九十八銭という危険率で現在は特殊保険の契約をやつております。これは百円につきまして一年間一円九十八銭、その根拠は過去三年間昭和二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、三箇年間の拿捕船の損害を、加入するであろうと推定される船の総船価で出した負担率であります。それに基いてやりました。なお二円三十一銭にこれを引上げるといふ思想は、今までは拿捕されたもので帰還したもの、全部これはもとの船格で帰つて来るもの、こゝ見たわけでありませぬ。今度は帰還いたしましたものは半額船価に落ちたものと見て、二円三十一銭という数字が出たのであります。平均一年間三十隻拿捕される、こゝ考えたわけでありませぬ。

○宮澤委員 その点は割合はつきりしておりますが、私はこの拿捕といふものの定義について疑問を持つておるのです。夏堀委員の質問も少しばそこに触れておるのであります。これはこれからの国際的な漁業協定等につきまして、一体拿捕といふ線をどこに引いておるか。近くは簡単に申しまして東支那海にいたしまして、マツカーサーライン、日韓の條約の中に現われております李承晚ライン、日本は公海自由の原則と言つておりますが、韓国ではこれと違つた意味の定義をしておる。こういう場合に一体拿捕といふものはどこで見わけをつける

か。これが今まで再保険の仕事として、まあ一つの行政であります。それをその担当官や係の考え方によつて判断されては、かなり迷惑をする事態が起るのではないかと。当初にも申し上げましたように、われわれは深くこの問題をまだ研究をいたしておりませぬ。従つて深く掘り下げた質問はできませんが、特殊保険のいわゆる拿捕といふものの区別といふことについては、將來かなり紛糾が起ることが予想されるのであります。しかしさしあつての本法案に對しまする賛否などは別にいたしまして、この問題を各種の漁業協定と見合ひしまして、十分検討をいたさなければならぬ。そうしませんと、いわゆる再保険、しかもその再保険勘定に特殊保険といふものを設けました精神といふものは没却されるのであります。すでに従来の漁船保険の制度の中におきましても、あらゆる意味におきましても、常識的には救済さるべき保険の対象でありながら、その給付を受けることができなかつて、船主はもとよりこれにまつておる船員及びその家族等がかなり困難な事情に陥つておることは、これは実例として存在いたしております。ただ単に拿捕船だからといつて、そのあと、過去の実績による合計船価でもつて割合を見ました保険料だけを判定いたしますという方式では、私は眞の漁船保険の目的を達成しないのではなからうか。こゝういふ感じがいたすのであります。特にこの拿捕といふ定義につきましては、相当むずかしいだらう。従つてこの場合に私は適切な御答弁やあるいは資料をいたさうといはしたませぬ。

○佐藤委員 小山君。本法草案も急速に通過成立させなければならぬ性質のものであります。ただいまはとやかく申し上げませんが、この点について十分御研究をいたさまして、私の方で要求しなくても、適當の時期においてこの委員会に御出席願つて、それらの方針等を御明示願ひたいことを私は希望する次第であります。

○小山委員 たいま議題となつております法律案のうちで、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の二部を改正する法律案について、二点伺つておきたいのであります。この法律案の改正点は、この兩特別会計の固定資産について再評価をやる、それから作業資産についてはその価額を改訂する、こゝのねらいは一体どこにあるのか、何のためにこゝういふただ数字の上だけでプラスするやうな方法をとらうとするのか、まずそれを伺つておきたいのであります。

○牧野説明員 お答え申し上げます。固定資産の再評価の問題でございますが、現在郵政会計におきましては、固定資産の価額は現在の第九條の規定によりまして、原価取得主義によつておるのであります。ところが現在保有しております建物、工作物等は、いふん古いものがございます。その価額が非常に古い価額になつておりました。現在、現在の市価に見積りまして、現存しておらぬことになつておるのであります。これにつきまして会計の整理を整理いたしますために、評価が必要を痛感しておるのでござ

います。一面予算的措置をいたしましては、二十七年度も、また本年年度の二十六年度におきましても、概算をしまして、固定資産価額を評価したものを推計いたしまして、それによる減価償却費を計上いたしました。御審議をお願いいたしましたのであります。その御関係もござりますので、この際固定資産価額を適當に評価がえいたしまして、予算的措置と合うようにいたし、かた／＼会計の整理の適正を期したい、かように思つてござります。

それから第二点の作業資産の問題でございますが、作業資産は、これは一つの資産として計算整理しておるのでござります。これを事業の用に供しまするときには、その事業に使用するとき、損費に計上いたしまして損益計算をいたしておるのでござります。ところがその一旦損費に落ちましたものがまたその目的に消費されてしまわないで、撤去されるやうな場合があるのでござります。それを一たびまた元の作業資産に入れます。次の用に供するといふやうなことが非常にたくさん起るのでござります。現在は撤去いたしましたときには、損益計算上の雑益に入れます。計算整理いたしておりますが、これは会計的に見まして、雑益でなくして、一つの資本項目に整理した方が正しいのじやないか。それから、国庫出納金等端数計算法というもので、代金を支払うときに端数を切り捨てて支払うことがあるのでござりますが、物品の出納をいたしましては、個々の価格で出納いたします必要がありまして、その間若干、非常にわずかでござりますが、誤差を生ずる。そういうものを一括いたしまして、資本項目として、物品価格調整引当金といふもので整理したのが一番適正でいいのじやないか、かように考へまして、これでやれるやうに御改正をお願いしたいと思つてござります。

○小山委員 改正のねらい、取扱いについてはそれで大体わかりましたが、評価の基準はどういふふうにされるのか、つまりただ郵政省がこのくらいが適當であろうといふところ、あるいはあるいは時価とか、あるいはその他貸借価格の倍率とか、そういうふうな基準でやられるのか、その辺のところはどうなつておるのか。

○牧野説明員 お答え申し上げます。評価の基準につきましては、改正法律案にもござります。よりに、郵政大臣が大蔵大臣と協議いたしました。基準を決定することにいたしました。これにつきましては、ちやうど今年度で固有財産法の規定に基きます固有財産の総合評価をやることになつておりました。この基準は大蔵省から各省に示されております。大体そういうものによつてやりたいと考へておる次第でござります。

○小山委員 これは郵政の当局に聞くのが適當なのか、法規課長に聞くのが適當なのか知りませんが、このやうな法律関係をそろえておきたいといふのは、財政法あるいは会計法と合せるといふことのはかに、これは將來は企業体にこれを持つて行く、公社その他の企業体を持つて行く場合に、この方が便利だといふやうな考へ方も、この中に含まれておりますか、その点を承つておきたい。

第一類第六号 大蔵委員会議録第三十七号 昭和二十七年三月二十四日

○佐藤(一)政府委員 別に郵政事業につきまして、ただちに公社にするというふうな点は、まだ具体的に考えておりません。ただ郵政通商会計は、政府の特別会計の中でも最も企業的な色彩の多いものでございまして、他の特別会計に比較いたしました特段の整備というか、企業に即した会計規定に、現在もなっておりますが、それを一段と整備しよう、こういう気持でやつたわけでありまして。ただ評価の問題につきましては、従来は政府の特別会計の再評価につきまして慎重に考えておつたのでありますが、必要に応じて、実際問題といたしまして、予算措置を講じておるような関係もございまして、準備のできておる会計から、できるだけそういう態勢に移行して行きたい、こういうので、このような規定を入れたわけでございます。

○小山委員 私の方にかかつて参りませんのでわからないのでありますが、この国鉄の方の再評価という問題はどうかおつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 国鉄につきましては、現在予算措置によりまして減価償却その他について実際は再評価が行われたと同じような基準でもつて処置をいたしております。これも実は実際上は再評価を急がなければならぬのでございまして、政府会計全体に関係がありますので、現在までやつて参りませんでした。今後国鉄とも相談いたしまして、準備も十分できておる、あるいはできるだけ早くやつた方がいいというふうな話が進みますれば、やはり適当な機会に同様の措置をとつて行く必要があると考えております。

○小山委員 国鉄の場合には私特に痛感するのでありますが、国鉄の資産といたうものは、現在の評価をもつてすればたいへんな資産であろうと思つて、再評価したものであるとして償却金は上計上されるために、非常に歴大な償却金が計上されておるのか、ごとき錯覚を起す。これがまた鉄道の、たとえれば新線の建設にはまわりましますまいが、いろいろの修理あるいは改造というふうなときの資金を圧迫するといふようなことになるのではないかと私は思ひますので、国鉄の再評価も急いでやらるべきであらうと思つております。専売公社とかその他いろいろ企業会計があるのでありますけれども、それらのものの再評価はどういうふうになるのでありますか。ただ単に郵政と電気通信だけをやつたといふことは、これだけが準備ができたといふのか、それともこれだけは非常に急がなければならぬ理由があつたのか、その辺のところはどうなつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 もう再評価を当然やるべき時期に達しておると私たちが考えております。やり方でございますが、政府の特別会計全体、あるいは公社等及び企業会計全体について、一律にこれを法律によつて強制して行かうかどうかという問題があるわけでございます。これはやはり会計の性質もいろいろと違つておりますので、今私どもの考えておりますのは、必要時に急ぐ場合、あるいは準備が十分できておる場合に、各省からの申入れに応じてやつて行く、今小山さんのおつしやいましたように、実際不合理な場合が

非常に多く出て参つております。だんだん目立つて参つて来ておりますから、できるだけ大きなもの、たとえば国鉄でございますとか、この電通、郵政といふようなものについては、急がなければならぬと考えております。電通につきましては、現在いろいろ公社問題等もあつて、私の方でも研究しておりますが、いずれにいたしましても、やはり再評価といふことはどうしてもやらなければならぬといふこと、郵政と同じように考えたわけでありまして、鉄道につきましても、鉄道の方から申すに、話が出ておりますからして、できるだけ早い機会に、おつしやるような態勢に整えて参りたい。そのほかの会計につきましては、国有林野のような大きなものにつきましては同様に考えております。小さなものにつきましては大して問題にならないものもございまして、できるだけすみやかにそういう再評価を行わないために不合理が目立つて来るということのないように早く態勢を整えて行きたい。ただ一挙にやるというよりも、企業特別会計の改正がありましたときを利用いたしましてやつて行きたい、こういうふうな考えております。

○佐藤委員 高田富之君。

○高田(富)委員 漁船再保険特別会計につきまして一点だけお伺いしたいのでありますが、異常事故が昭和二十六年度において非常に多いということが理由になつておるようであります。これはどういふ性質のものであつたか、また大体海域別にその件数、その性格を御説明願いたいと思つて。

○佐藤委員 高田君に申し上げますが、関係者は今水産委員会に答弁に、私に届けて許可を受けて行かれました。すぐ歸つて参ります。

○高田(富)委員 あとで資料で詳細に伺うことにいたします。

それから郵政事業特別会計電気通信事業特別会計であります、この方の予備費の使用並びに繰越明許費の使用につきまして、主務大臣限りでできるようにするというわけでありまして、これは従来やり方では、特に最近の運営の事情から不都合が生じたといふようなことであらうかと思ひますが、その理由をもう少し詳しく御説明願いたい。

○牧野委員 予備費でございますが、現在の規定によりますと、業務の運営に要する経費に充てますもので、大蔵大臣の承認を経ました支出負担行為の範囲内でありまします場合は、郵政大臣限りその支出を決定いたしました。事後大蔵大臣に報告することになつておりますが、別途財政法、会計法の改正に伴いまして、特定経費に限りまして支出負担行為計画の承認という問題が残つておりました、その他のものは事務簡素化のために、支出負担行為計画の承認を要しないことに相なつたのでございまして、ところで郵政の予備費で業務の運営に要しますものは、その支出負担行為計画の制度がかわりましたので、その点の承認を要しないといふことに御改正を願いたい、こういうのが提案の趣旨でございます。

それから繰越明許費の点でございますが、これは現在の規定では大蔵大臣が承認いたしました支出負担行為計画

の範囲内で繰越しを郵政大臣限り決定いたしました。事後大蔵大臣に通知するというものになつておるのでございまして、この繰越し制度につきましても、支出負担行為計画制度がかわつて参りましたので、その関連におきまして、こういう改正を願つておるといふのでございまして。

○高田(富)委員 もうちよつと詳しく御説明願いたいのです。従来はそれでも大した不便がなかつたのですが、計画が変更するとか新たな計画が出て来るとか、最近になりましてから運営上特にそういうふうな便宜の準則にする必要性を痛感されておりますか、具体的な例をあげて御説明願いたい。

○牧野委員 予備費につきましても、繰越しにつきましても、従来はやり方ではほとんど不都合を感じておるわけではございませぬが、一面財政法、会計法の改正に伴いまして、支出負担行為計画の制度がある部分なくなりまして、その改正の関連において改正をお願いしておるといふのでございまして、実体的には新たに郵政省でもつと広い範囲でやらなければならぬといふことには、関係しているわけではございませぬ。

○高田委員 たとえばいろいろと今後駐留軍関係や何か優先的に使用する場合、思わぬ突然そういうふうないろいろなことが起るのではないかと思つておる、そういうふうな場合に、何らかの便法でもつて迅速に処置することができるようになる、今回の改正はそういうふうなことを予想しますと、非常に今までもよりも便利になると

いうふうなことは言えますか。

○牧説明員 実は繰越しにしましては主として問題は建設費でございますが、予算の方におきまして全額を翌年度に繰越してよろしいというあらかじめ明許の御承認を得るのでございませぬ。それから予備費の方につきましては、二十七年予算におきましては業務運営にしましては予備費を設けておりませぬ。建設勘定の方に予備費がございませぬが、そういうわけでこれを改正しますことによつて、事務が非常に迅速に行くとかいう点につきましては、大した影響はないのでございませぬ。

○佐久間委員 たいま議題となつております一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に關する法律案、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部預託金利率の特例に關する法律案、漁船再保険特別会計の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案の六法案につきましては、すでに質疑も盡されたと思われませぬので、この際右六法律案につきまして質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 たいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようであり

ますから、一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に關する法律案、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部預託金利率の特例に關する法律案、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案の六法案につきましては、この際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入ることいたします。

まず一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に關する法律案、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に關する法律案の三案を一括議題として採決をいたします。

右三案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて右三案はいずれも原案の通り可決せられました。

次に郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案の三案を一括議題として採決いたします。右三案を原案の通り可決するに賛成の諸

君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて右三案はいずれも原案の通り可決せられました。

なおただいま採決いたしました六法案に關する報告書の作成並びに提出手続等につきましては委員長に御一任を願います。

午後一時半から再開することになりまして、暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時十三分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後は砂糖消費税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、及び在外公館等借入金返済の突施に關する法律案の三案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。内藤友明君。

○内藤(友)委員 物品税法の一部改正法律案につきまして、農政局長お見えでございますから、一つだけお尋ね申し上げます。この改正法案は、とりもなおさずあめの物品税をやめようというので、大蔵委員の皆様と一緒に提案したのでありますが、その意図しておられますところは、ほかでもありませんので、あめの税金をやめまして、その原料であるいも類の価格低落を防止しようという意図にあるのであります。すなわちいも類の減産を来さないようにという、農家の経済保護の立場からこれを立案したの

でありますが、往々にしまして立法者の意思がわき道へそれまして、あめの税金はなくなつたのであるけれども、それは決して農家の保護にならぬようなことなきにしもあらずのような気がいたすのであります。いもの生産について責任をお持ちの農政局長は、この間の事情をどうお考えになつておられるか、その点を一応この際承つておきたいと思つておられます。

○小倉政府委員 お答えします。御承知の通り、また今お話のありました通り、物品税の廃止に伴ひまして、いもの価格がそれに見合う程度上ということではなければ、目的が達成されません。これは御指摘の通りであります。私どもはさしあたりいたしましては、穀粉に対する金融ないし販売の仕方といったことについて、行政的な措置ないし指導をいたしておるわけでございますが、なお強力な措置についても話合をいたしてございまして、お尋ねの通りでございます。そういふことができれば、物品税の廃止が直接いも類の生産農家に利益するようになるかと存じまして、お尋ねのような点は確保せられるというふうにお考えしております。

○川端委員 ちよつと関連して、農政局長にお考え方を伺いたいと思つておりますが、われ／＼は物品税の撤廃によりまして、いもが穀粉に加工され、さらにその穀粉が水あめになつて行く、こういうのが八〇％くらいになつておられるというように認めて参つておるのであります。今後役所の方ではいもが穀粉になり、穀粉が加工され、工業用にいもがまわつて行く、こういう量が現在よりもふえるようなお

見込みを立てておられるかどうか、こういう点もあわせて伺いたいと思つておられます。

○小倉政府委員 いも類の加工用といつた面について本年急におこるというふうな見通しは、私どもは持つておりませぬが、砂糖、アルコールといったような面につきましては、相当ふえるのではないかとこの見方をいたしておるのであります。

なお穀粉に關連いたしまして、その需要の確保といつたような面につきましては、これはまだ将来の問題でございますが、これは糖の生産技術を改善いたしますれば、これは栄養的な見地からいたしまして、相当需要の増加が期待できるのではないかとこの見地に考へております。

○川端委員 たいま農政局長の意見を伺つて、われ／＼も一層意を強うしたわけでありませぬが、われ／＼も農村から出ておりますが、御承知のように、永年作物からいも類に転換されまして、これが再び昔のような形に作の転換をいたしますことは、なか／＼容易なことではありませぬ。従つていもを消化して行く方法を効果的に考へて参らなければならぬ、こういう意味から、いもの消化を増進させ、同時にこれの生産面を科学的に守つて行きたい、こういうことが今回の物品税改正をわれ／＼考へたところであつたのであります。農林当局もこの面での消化が一層増加して行くだろうというふうなお見込みでありますから、われ／＼も一層その意を強ういたしましたわけでありませぬ。こういう観点から、

ひとつわれ／＼のこの提案の趣旨に沿いまして、役所からも、農村方面にこの点を十分周知をせしめて、いも作の保護をはかつていただきたいと思うのであります。これを要望いたしますし、終ります。

○内藤(友)委員 これは小倉さんの方の御所管でないかもしれませんが、今出しましたこの法律案は、実はいも類の価格保持のためでありまして、いも類の価格を保持するには、あめの物品税をなくするというのも一つの手段であります。それからもう一つ、政府で考へてもらわなければならぬのは、澱粉の買上げであります。これはあなたの御所管でないのです、あなたにどうの御所管でお尋ねするのは、御迷惑かと思つておりますが、ぜひ東畑さんにとつと澱粉も買上げてもらいたいという、強い要望が大蔵委員会にあつたという、お伝へおきをいたしました。ききたいと思つております。御答弁はいたしませんか、どうかよろしく願ひいたします。

○川端委員 主税局長に伺いたないのでありますが、われ／＼は本日この改正法案を、衆議院のこの委員会で議決して参りたい、こういうような意向を持つておるわけでありまして、これが衆議院で可決されて、参議院へももちろん今月中に移されて、参議院でも大多数の賛成を得て可決されるものだと、思つておりますが、そこで手続的には、四月一日からこれをはずして行くという事について、大蔵省の方の御用意その他は十分できておられますか、お伺ひいたします。

○平田政府委員 廃止する場合におきましては、大した手続も必要ではないと思ひますので、別段実行に支障はないものと考へております。

○高田(富)委員 ちよつとお伺ひしたいのですが、今後の主要な地域別の砂糖の輸入計画を、御説明願ひしたいと思います。

○小倉政府委員 砂糖の輸入計画は、実は農政局の所管でございませぬので、数字的なことを記憶いたして、お聞きませんが、さしあたり入りましますのは、台湾の方が主ではないかと思ひます。それから砂糖の出まわり期になりますれば、キユーパ糖—キユーパ糖と台湾糖では相当値開きがあるのであります。安いのが入つて来るのは、少しあつたに聞ひておられます。

○高田(富)委員 農政当局としては、この砂糖の輸入が今後相当量ふえて行くという事に対して、あなたの方で、ただいまもここに物品税等の関係で提案されておられますように、いも類の保護あるいはあめの保護というふうな見地から、この砂糖の大量輸入の計画に対して、何らかの意見を持つて政府内部において要望したことがあつたか。またどういふ意見を持つておられますか。

○小倉政府委員 直接水あめ、澱粉といたつたものを通じて、農業生産に特に重要な関係を持つと思ひます。キユーパ糖の問題につきましても、その輸入数量といたつた面については、時期ないし数量について、食糧庁の方に申入れをいたしておられます。本年度の砂糖の需給計画を検討いたしまして、私どもとして余分な—と申しますか、そ

なのために非常な影響を與へることのしように、十分食糧庁と連絡いたしまして、キユーパ糖の輸入時期ないし数量といたつた面につきましても、食糧庁と絶えず協議をいたし、また農政関係者といたしまして、意見を提出いたしておられます。

○高田(富)委員 その提出された御意見の中で、特に現在の農政の立場からいたしまして、砂糖の統制を撤廃することを急いで、どん／＼砂糖を大量に今後入れるようなことがあるという事は、むしろ実情に沿わぬ、なるべくこれを少くしなければいかぬというふうなことを、主張されておりますか。

○小倉政府委員 御趣旨のような趣旨で主張いたしておられます。

○高田(富)委員 もう一つ農政局長にお伺ひしますが、いも類の生産はだんだん減つて来ている。ことに統制撤廃後ある程度減少の傾向にあると思つておりますが、これは地帯によつても非常に違ふと思ひます。転換の困難なところ等もありましようが、当局でいろいろ指導するとか援助するとかいふような方法で転換したものは、主としてどういふものに転換しておられるが多いのですか。

○小倉政府委員 いも類の作付転換でございまして、これは現在のところまださほど著しい転換の実情はないように思ひます。何と申しまして、何と申しても、これは非常に転換がしやすいということ、それから戦争中ないし戦後の一種の強制的な作付といつたようなことが、はずれておるものでありますから、若干面積において減少はいたしておられますけれども、さほ

ど著しい減少ではないように、今のところ見ておる次第であります。おもな作付の転換といつたしましては、これは大豆といつたようなもの、北海道におきましてはその他の雑穀、これはばれいしよとの関係でございまして、そういうものだらうと思つております。

○佐藤委員 他に御質疑はございませぬか。

○宮幡委員 ただいま議題になつております、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、及び在外公館等借入金金の返済の奨励に関する法律案の三法案については、すでに質疑も盡されたかと思ひますので、この際右三案について、質疑を打ち切らんことを望みます。

○佐藤委員 ただいまの宮幡君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○佐藤委員 御異議ないようでありませぬから、右三案に対する質疑は、以上をもつて打ち切ることといたします。

それではまず砂糖消費税法の一部を改正する法律案を議題として討論に入りたいと存じますが、本案に対しては修正案が提出せられておりますので、まず提出者より修正案の趣旨説明を聴取いたします。修正案提出者小山長規君。

○小山委員 砂糖消費税法の一部を改正する法律案に關しまして、修正案を提出いたしたいと思います。

修正案の内容は、お手元に配つてあります印刷物の通りであります。簡単に申し上げますと、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

の一部を、次のように修正する。すなわち第三條第一号の改正規定中「千七百円」とありましますのを「千九百五十円」に改め、同條第三号の改正規定中「千三百円」とありましますのを「千五百円」に改めようとするのであります。これは精製糖につきましての消費税を、政府原案は「千七百円」とありましますのを「千九百五十円」に改め、また糖水の政府原案「千三百円」を「千五百円」に改めようというのであります。精製糖の方の引上げはかりまします理由は、砂糖の消費を抑制いたしますことは、ひいては農産物、特にいも類その他に、これに關連します農産物の価格維持に資するところがあるといふことから出発いたしておるのであります。糖水の方の改正は、精製糖の方の税率を引上げました場合に、その均衡上、糖水の消費税も引上げておきまさんと、精製糖が糖水という形で横流れをする、脱税が行われるといふことを防がうがためであります。

修正案の趣旨並びにその説明を終りました。

○佐藤委員 修正案の趣旨説明は終りました。これより本案及び修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許可いたします。高田富君。

○高田(富)委員 私は日本共産党を代表いたしまして、砂糖消費税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

簡単に一言で申し上げますと、反対の理由は、もちろんわれ／＼は農業保護、特に重要産物であるいも類の生産

を保護するということにつきましても、これをより積極的に、抜本的な方策を講じてやらなければならぬということを感じておるものであります。が、今回のように物品税を引下げる財源をつくるために、あるいは価格の調整をはかるために、砂糖の消費税を上げるといふような姑息の手段を講じまして、ために一般消費者の負担を増大するといふような方法は、まことに方法としては誤つたものであると信ずるのであります。農業に対する保護の政策、特にいも類につきましては、先般来政府の無責任な統制撤廃その他の方法によりまして、非常な打撃を受けておるわけでありまして、これにつきましても、やはり適正な生産原価を保証する政府の抜本的な農産物保護の方策がない限り、たといこういふふうなことをやりましても、今後の農業不況というものを押えることは、とうていできないところでありまして、また砂糖の輸入等も、特に台湾あたりからほとんど輸入をするために、やたらに砂糖がふえて来るということになるわけなのであります。これは日本の農業の保護の建前からみれば逆にするのであります。ことに台湾などはバナナと砂糖しかできないのであつて、わが国から機械その他重要なものを軍需品として送り、その代償として、腐つたバナナや砂糖ばかり入れられるということになる次第でありますから、こういうふうな点を抜本的に改めざる限り、農業の保護といふことは、とうてい言うべくして行われぬものであるといふ見地から、私はこの消費税の値上げに對しましては反対するものであります。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず小山長規君提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕
○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次に本修正案の修正部分を除いたる原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕
○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は小山君提案のごとく修正議決せられました。

○佐藤委員長 次に物品税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、討論に入ります。

○宮幡委員 たいま議題となつております物品税法の一部を改正する法律案については、この際討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○佐藤委員長 宮幡君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

物品税法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕
○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

○佐藤委員長 次在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案及び午前中趣旨説明を聴取いたしました塚田委員提出にかかる修正案を一括議題として討論を行います。

○小山委員 たいま議題となりまして在外公館等借入金返済の実施に関する法律案につきましては、本案並びに修正案を含め、いずれも討論を省略して、ただちに採決に入れんことを望みます。

○佐藤委員長 たいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案及び修正案につきましては、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず塚田委員提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕
○佐藤委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。次に本修正案の修正部分を除いたる原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕
○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は塚田委員提案のごとく修正議決せられました。

なおたいま採決いたしました三法案に関する報告書の件につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

次会は明二十五日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

〔参照〕
一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入る繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
資金運用部預託金利率の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
物品税法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外四十名提出）に関する報告書

在外公館等借入金返済の実施に関する法律案（第十二回国会内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十九日印刷

昭和二十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁